

2010年12月4日

## 世界水銀条約に向けての 水俣病被害者 / 支援者の声明

水俣病事件は、公式確認から54年が経過している。1956年4月、水俣湾に面する小さな漁村の2人の姉妹の発病に始まる水俣病事件は、未だに解決していない。1959年末には79人に過ぎなかった被害者の数は、被害補償要求の闘いの中、加害企業チッソの責任、被害拡大を防止する努力を怠った日本国政府、熊本県の責任を追及する粘り強い闘いによって、今や5万人を超える被害者が名乗り出る状況になった。しかし、これも被害の全体像の一部にしか過ぎない。未だ差別や偏見を恐れて名乗り出ることのできない人、すでに亡くなった人など、数十万人の被害者がいることがようやく明らかになりつつある。

メチル水銀の汚染は、不知火海沿岸住民全体及び生態系に深刻な影響を与えていることが50余年を経て、ようやく認識され始めている。残念ながら、当初、このような被害を招いていることへの認識は加害者の側にも、被害者の側にもなかった。メチル水銀汚染の恐ろしさの認識は極めて不十分だった。

現在も、加害責任を検証し、被害の全容を解明しようとする姿勢は、加害企業チッソはもちろんのこと、国、熊本県にもないに等しい。その場しのぎの「解決策」「紛争処理策」のくり返しが続いてきた50余年であった。そのことが、新潟で第2の水俣病事件を引き起こし、日本全国で第3、第4の水俣病事件へと繋がってきた。日本全国には、チッソと同じように水銀を使用し、アセトアルデヒド生産をおこなってきた企業による工場が7か所、塩ビモノマー工場も6か所、水銀法電解ソーダ工場は49か所あった。

1970年代まで、水銀が日本全国で野放しに使用されていた。1973年5月に報道された有明海沿岸の第3水俣病事件が引き金となり、水銀使用工場の総点検がなされ、水銀使用が抑制されてきたとはいえ、対策は遅すぎた。被害の事実を検証し、その全容を解明する作業は未だおこなわれていない。

ましてや、世界においては、水銀が危険な物質との認識が十分ではない中、例えば、小規模金採鉱での水銀使用や、様々な製品中での水銀使用が未だに続いている現状に、私たち被害者は憂慮の思いでいっぱいである。

日本では、水俣病事件はまだ完全には解決していない中、国連環境計画（UNEP）は世界の水銀被害をなくすために水銀条約を2013年に制定することを決定し、そのための第2回政府間交渉会合（INC2）が2011年1月に日本で開かれることに、私たちは大きな期待を込めている。真に水俣病の教訓を生かした水銀条約が全世界で合意され、実効あるものとなることを切に望む。

同時に、日本政府には、水俣病事件の加害責任の検証と被害の全容解明を実施して水俣病事件を真に解決に導くとともに、水俣の被害を二度と起こさない強い水銀条約づくりに積極的な役割を果たすことを強く要望する。

以上

水俣病互助会

水俣病被害者互助会

NPO 法人水俣病協働センター